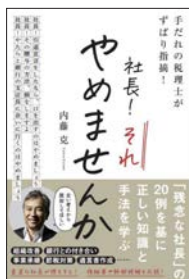


「社長！それやめませんか？」書籍化のお知らせ



税理士法人代表内藤克が執筆し、日経トッパーリーダーにて連載されてきました「社長！それやめませんか？」が日経BPより書籍化されます。「従業員に自社株を持たせる」、「遺言は余命宣告を受けてから書こうとする」、「在庫は利益だと思っている」、「無借金経営を目指している」、組織改善、銀行との付き合い、事業承継、節税対策等において、「残念な社長」の20例を基に、正しい知識と手法を解説しています。社長だけでなく、後継者や幹部候補も必読です。発売日は8月上旬予定です。ぜひお手に取ってご覧ください。

税理士法人の椎名香澄が中小企業診断士として登録しました。



税理士法人
椎名 香澄

中小企業診断士は、中小企業が経営課題に対応するための診断・助言を行う、コンサルタントの国家資格です。ヒアリングや会社訪問から経営状態を分析して、抽出した課題に対する改善策を提案することが主な業務です。

<ご支援内容>

経営診断・診断報告書の作成 補助金申請支援 財務勉強会 など

興味がございましたら、顧問契約やお取引の有無に関わらず、ぜひ一度お問い合わせください。

TOPICS トピックス

■ 税理士法人 顧問税理士のご紹介



深澤 英雄 (東京税理士会所属)

弊社では国税局出身の税理士・深澤英雄先生を顧問として迎え、国税局や税務署の考え方を踏まえて税務相談に対応しております。

最近の著作
大蔵財務協会

「令和4年版 税務必携 タックスファイル(共著)」



深澤税理士略歴

平成12年7月 国税不服審判所国税審査官
平成14年7月 東京国税局調査部特別国税調査官付統括主査
平成15年7月 東京国税局調査部課長補佐
平成18年7月 東京国税局調査部特別国税調査官
平成20年7月 国税庁税務大学校研究部教授
平成23年7月 東京国税局新宿税務署副署長(法人課税担当)
平成25年7月 東京国税局調査部統括国税調査官(連結納税担当)
平成27年7月 広島国税局浜田税務署長
平成28年7月 東京国税局千代田西税務署長
平成29年7月 退職(平成29年8月24日 税理士登録)

■ 東京工科大学工学部の【コーオプ教育】インターン生を受入れました。

※コーオプ教育とは…約2か月間の実習を含む就業体験プログラムです。東京工科大学工学部では【コーオプ教育】を単位認定される必須科目となります。(詳細は vol.82 参照)

4月から6月にかけて東京工科大学工学部の学生2名(社労士法人、税理士法人各1名)をインターン生として受入れました。弊社としても長期の受入れは、今回が初の試みとなりました。

業務内容としては、主にRPA(自動化システム)の構築、検証などを行っていただきました。

インターン生からは実際に就業をして、「質問や連絡の重要性についてこれまでのアルバイトでは感じられなかった責任感が伴う緊張を感じました。自分の行動がどのような結果を持つか、自分の構築したシステムがどのような結果をもたらすかなど事前に予測することがこれまで以上に重要だと実感しました。」という意見をいただきました。



弊社としても就業体験を通して、少しでも働くことについて理解が深まるきっかけになればと思います。



税理士法人
代表・税理士 内藤 克

最新、ハワイ情報

少し前の話ですが、GWにハワイに行ってきました。今回のハワイ滞在は12日間でしたが、地元の会計士や弁護士、不動産などに携わっている友人たちと情報交換して分かったことが「ハワイの人たちは、自分たちやハワイの自然を犠牲にしてまで人の誘致をすることにうんざりしてきた」ということです。もちろん観光に携わっていると収入減が気になる場所ですが、それ以上を守るものがあるということです。これらを象徴する規制が2つありますのでご紹介いたします。

一つはリスボンシブルツーリズム。これは「ハワイを訪れる観光客自身が、ハワイの文化やコミュニティ、自然環境に対する理解と、ハワイのサステナビリティに対する責任を持ち、自発的な行動を取るよう促す取り組み」を指します。具体的にはハナウマ湾やダイヤモンドヘッドの入場規制です。地元の方にも影響がありますが5月12日からダイヤモンドヘッドはオンラインで事前予約することが求められています。ハナウマ湾に関しては地元の人も予約が必要となっております。

そしてもう一つはパッケージレンタル(貸別荘)規制です。ハワイのコンドミニウムはリゾートエリアとアパートメントエリアに区分され、すでにそれぞれ規制を受けていますが、その規制がさらに厳しくなり、場所によっては90日以上でないパッケージレンタルができなくなります。これにより「自分がハワイに行かないときに貸し出す」ということが難しくなります。世界中からのコンドミニウム投資により不動産が高騰したことや、住宅街に滞在している迷惑な訪問者から地元を守るというのが趣旨のようです。このような動きはコロナで日本人観光客の代わりにアメリカ本土の観光客が増えてさらに加速し、「今後は私たちのハワイを大事にする人だけ来てね」というメッセージをうけて、ゆっくりの滞在型(暮らすように)のパッケージを楽しむ時代に変化するのだと感じています。



社会保険労務士法人
代表・社労士 碓井 健一

コミュニケーションで立ち向かう

2022年4月より中小企業に対する職場のパワーハラスメント(パワハラ)防止措置が義務化されました。

弊社も、ハラスメントセミナーを実施する機会を多くいただいております。セミナーを通じてお客様と一緒にハラスメントの理解を深め、なぜ起こるのか、どう対処するのかを学んでいます。

パワハラの法律上の定義は、次のとおりです。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
「優越的な関係」とは、職務上の地位、知識・経験、集団など、行為者とされる者に対して、「抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係」とされています。
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
「業務上必要かつ相当な範囲」とは、目的も手段も適正な範囲といえます。目的が「やめさせてやる」では、適切な範囲を逸脱します。また、目的が正しくても、手段が「恫喝」では適正な範囲を逸脱しています。
 - ③ 労働者の就業環境が害されるもの
「就業環境が害される」とは、働きにくくなることだけではなくありません。被害を受け人が身体的・精神的に苦痛を感じることも含まれます。
- ①から③までの要素をすべて満たすものがパワハラと定義されています。この3つの要素を個別に考えるのではなく、一連の流れの中で理解すると分かりやすいものとなります。
- ① 背景(前)…優越的な関係を背景とした
 - ② 言動(中)…業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
 - ③ 結果(後)…労働者の就業環境が害される
- ハラスメントでは、「暴言」「机をたたく」などの行為に注意が向かいますが、その他の要素にも目を向ける必要があります。

上司と部下の関係(①背景)は変えることができません。仕事のミスにカットとなり、怒鳴ってしまった行為(②言動)も無かったことにはできませんが、行き過ぎた言動については、そのあとに謝るなど、相手の受け止め方(③結果)を変えることはできます。日常のコミュニケーションを大切にしていきたいと思います。

※ ②言動の適正化はもちろん重要です。



司法書士事務所
司法書士 西田 誠

相続による所有権移転登記の登録免許税の免税措置

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。これを踏まえて令和4年4月1日から登録免許税の免税措置が延長、改正されました。

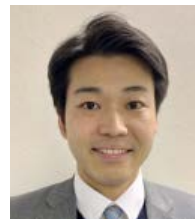
(1) 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合
相続登記を放置しているケースによっては、2代前、3代前から登記していない場合も少なくありません。以前は、中間の相続人が1名の場合の数次相続の登記申請を除いて、その都度登録免許税がかかっていました。

それを最終の相続人に登記する場合のみに登録免許税がかかり、死亡者名義にする登記については令和7年3月31日まで免税になりました。

(2) 少額の土地を相続により取得した場合
個人が、土地について表題部所有者の相続人が受ける所有権保存登記又は相続による所有権移転登記を受ける場合、これらの土地の課税標準となる不動産の価額が100万円以下であるときは、その土地の所有権保存登記又はその土地の相続による所有権移転登記については、令和7年3月31日まで免税となりました。以前は、土地の課税標準が10万円以下で法務局が指定した土地というような区域の制限がありましたが、これが廃止されました。

適用の対象が全国に拡充されたことで、東京近郊の土地でも、この免税措置の適用を受ける相続登記も出てきています。相続登記の義務化が始まるまでに相続登記をより促進させるためと思われます。

最後に耳より情報として、不動産登記や商業登記の情報をインターネットで取得できる「登記情報提供サービス」の利用時間が令和4年10月1日から変更されることになりました。従来は平日の午前8時30分から午後9時まででしたが、変更後は平日午前8時30分から午後11時まで、それに加えて土日祝日の午前8時30分から午後6時まで利用可能になります。ただし12月29日から1月3日までの年末年始は利用できません。



シエンプレ株式会社
佐東 学

人材採用にも役立つ「誠実」な口コミ対策

ITの発達とSNSの普及により、誰もが容易に情報を受発信できる時代になりました。企業もまた、ブランドイメージを高めようと広告などの情報発信に努めています。

一方、「1億総メディア」の社会では、どこからか自社のネガティブ情報が暴露されないとも言いきれません。

しかし、それらを隠して都合の良い情報だけを流そうとする企業は「不誠実」の烙印を押され、あらゆるステークホルダーの信頼を失ってしまうでしょう。

そこで、全国最大手のデジタル・クライシス対策会社シエンプレは「ブランド・インテグリティ・マネジメント」の考え方を提唱しています。自社にとって負の情報に直面したとしても、真摯な対応でインテグリティ(誠実さ)を示していかなければなりません。

そのための手段として独自開発した弊社のサービスが、商品・サービスや職場環境の 口コミ・評判に向き合うポータルメディア「改」です。

例えば、転職掲示板などの 口コミ サイトで自社のネガティブ情報を発見したら、どのように対処しますか？

問題投稿の削除申請や検索順位の押し下げでは、十分な効果を見込めません。また、従業員が自社を持ち上げる情報を書き込むと、企業倫理に反するステルスマーケティングを疑われる恐れがあります。

「改」は誤った風評を論理的に否定し、企業側に非があれば謝罪と改善策を明示するためのメディアです。求職者や見込み客などに正しい認識と「誠意ある正直な会社」という印象を与え、根本的な問題解決に導きます。

口コミのピックアップやメディアの運営管理(反論・謝罪文案の作成・投稿)、新たな 口コミ の定期監視などは弊社が担うため、契約企業様のご負担は最小限です。社名などの検索時に上位表示させるSEO対策も万全で、1月に本格運用を始めて以来、人材採用に積極的な数十社のご契約をいただいております。

なお、サービスの提案時は、各企業様のネット風評に関する無償の診断レポートを差し上げます。ぜひ、気軽にお問い合わせください。

<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
税理士法人 TEL: 03-6551-2535/FAX: 03-6551-2534
社労士法人 TEL: 03-6551-2540/FAX: 03-6551-2541
司法書士事務所 TEL: 03-6551-2533/FAX: 03-6551-2534
http://s-arc.com/

税理士法人・社労士法人は

Facebookにて
最新情報をお届けしております。

お待ちしています！

